

平成29年第1回教育委員会会議議事録

1 開催日時

平成29年1月24日(火) 午後2時00分～午後2時34分

2 開催場所

教育委員会会議室

3 出席者

	教 育 長	田村 修一
教育委員	教育長職務代理者	小尾 一彦
	委 員	瀧本 洋次
	委 員	國安 環
	委 員	東 みどり
事 務 局	教育部長	山岸 伸雄
	学校教育課長	高橋 修二
	生涯学習課長	湯佐 茂雄
	給食センター所長	妹尾 真
	図書館長	林 隆則
	総務係長	白坂 博司
	学校教育係長	守屋 敦史
	学校教育推進員	高橋 康伸
	学校教育推進員	中村 吉昭

4 議 事

承認第1号 専決処分した事件の承認について
(平成29年1月16日付教頭人事異動の内申について)

報告第1号 平成29年全国学力・学習状況調査への参加について

報告第2号 幕別町中学生海外研修派遣事業研修生の決定について

報告第3号 幕別町高校生海外研修派遣事業研修生の決定について

議案第1号 幕別町学校管理規則の一部を改正する規則

議案第2号 幕別町いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について

議案第3号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

5 議事概要 次のとおり

田村教育長 ただ今から、第1回教育委員会会議を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日限りとすることにご

異議ありませんか。

(異議なし)

田村教育長 異議なしと認め、会期は本日 1 日限りと決しました。

次に日程第 2、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、2 番東委員、4 番小尾委員を指名いたします。

次に日程第 3、前回会議の承認であります。第 12 回教育委員会会議について別紙議事録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

田村教育長 異議なしと認め、第 13 回教育委員会会議を承認いたします。

次に日程第 4、事務報告についてであります。事務局の方から何かございますか。

教育部長(山岸 伸雄) 事務報告として、2 点報告いたします。

1 点目でございますが、平成 29 年 1 月 19 日(木) 午前 7 時 34 分頃、町有車両を運行委託しておりますスクールバス美川線において、児童の登校送迎中、道道明倫幕別停車場線から明倫の町道 17 号に右折後、左側車輪が路外から逸脱し、バスが車道左側に脱輪し、バスが傾き走行が不可能となる事故が発生いたしました。

乗車しておりました児童生徒は 5 人であり、内訳は、糠内小学校児童 3 人、糠内中学校生徒 2 人で、児童生徒 5 人とも外見上、外傷等の怪我はありませんでしたが、念のため、5 人を札内北クリニックで診察を受け、検査の全て結果異常なしとの診断でありました。

このことから、児童生徒は午後の授業から参加したところであります。

教育委員会としまして、19 日、委託業者から報告を受け、その時点で教育長から安全運行に十分気をつけるよう厳しく指導したところであります。

また、学校から保護者に対して事故について文書を発送し、その概要及びお詫びを行ったところであります。

また、翌日 20 日に、教育委員会としてスクールバス利用者及び保護者に対して、「スクールバス運行に係る今後の安全体制について」として、文章を発送し、事故に対するお詫びと委託業者に対する指導並びに今後の対応について文書を発送したところであります。

さらに、20 日に糠内中学校の生徒 1 人が吐き気と頭痛を訴えたため、北斗病院で検査を行っていただきましたが、異常なしと言う検査結果であります。吐き気の症状があるため、吐き気止めの処方になされ、経過を観察することとなったところであります。

このようなことから、1 月 23 日(月)に再度委託事業者を呼び、改めて事故について厳重に注意するとともに、人身事故となる可能性があることを伝え、今後、町教委とともに事業者としても誠意を持って対応していただくよう指導したところであります。

なお、今後の同線の運行につきましては、しばらくの間、安全確保等をより一層図るため、運転手 2 人体制とし、当時運転していた運転手については運転を行わず、サブ運転手として同乗することとする旨、委託事業者から報告を受けたところであります。

次に、平成 29 年 1 月 23 日(月) 午前 10 時 30 分頃、忠類小学校の音楽室から出火する火災が発生したところであります。火災は、教諭が授業準備のため 2 階に行ったところ、異臭に気づき、音楽室のドアを開けたところ煙と出火を確認したところであります。それと同時に、火災報知機が作動するとともに、当該教諭が消火器で消火活動を行ったところ、消火したところであります。午前 10 時 32 分頃、校長から消防に通報と同時に、児童をグラウンドに避難させ、午前 10 時 36 分頃、消防車が到着し、消火が確認されたこと、また、外気温が低いいため、児童を体育館に移動させ待機するとともに、校長から児童に対して説明を行ったところであります。その後、午前 10 時 50 分頃、消防による校内の安全確認がなされたため、3 時限目途中から通常授業を行ったところであります。

なお、出火原因につきましては、現在消防と警察で調査しておりますことから、原因については現在のところ特定されておられません。

なお、教育委員会として、午前10時35分頃に校長から連絡がありましたことから、職員2人を派遣し、現場確認等を行うとともに、出火当時の状況について説明を受けるとともに、確認を行ったところであります。

なお、消防による最終的な鎮火確認は、午前11時12分でありました。

また、音楽室の復旧については、現在、建設事業者に見積もりを上げていただいているところであり、早期の復旧を行ってまいりたいと考えております。

以上、2点について報告させていただきました。

田村教育長 ただ今の事務報告について質疑等はございますか。

(ありません。)

田村教育長 ないようですので、次に議件に入ります。

日程第5、承認第1号専決処分した事件の承認について（平成29年1月16日付教頭人事異動の内申について）説明を求めます。

教育部長（山岸 伸雄） 承認第1号専決処分した事件の承認について報告し、承認を求めようとするものでございます。専決処分した事件については、平成29年1月16日付教頭人事異動の内申についてであり、平成28年12月29日付で専決処分を行ったところでございます。

人事異動につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条第1項において、「都道府県委員会は市町村委員会の内申をまって、県費負担職員の任免その他の進退を行うものとする」と規定されているところでございます。現在、古舞小学校教頭が欠員となっておりますことから、学校経営を円滑に行うため、欠員の早期補充を行うべく、清水町立御影中学校の乙戸貴宏教諭を教頭昇任として、平成28年12月29日付で北海道教育委員会へ対し内申したところでございます。なお、内申の結果、平成29年1月16日付で人事異動が発令され、古舞小学校教頭として赴任していただいたところであります。

説明は以上でございます。承認のほどよろしくお願い申し上げます。

田村教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

田村教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

承認第1号につきまして原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

田村教育長 異議なしと認め、承認第1号につきましては、原案どおり承認いたしました。

次に日程第6、報告第1号平成29年全国学力・学習状況調査への参加について説明を求めます。

学校教育課長（高橋 修二） 報告第1号平成29年全国学力・学習状況調査への参加についてご説明申し上げます。

全国学力・学習状況調査につきましては、平成19年度から実施しているところであり、平成22年度からは、全国の3割の学校を抽出して行うサンプル調査というかたちで調査を改められましたが、平成25年度からは全国の小中学校において本調査が実施されてきたところでございます。平成29年度につきましても、これまで同様に実施する予定となっておりますことから、文部科学省が定める実施要領に基づきまして、参加をするところでございます。

調査の対象につきましては、本年度につきましても、小学校調査は小学校6年生の児童、中学校調査は中学校3年生の生徒となっております。

調査事項につきましても、例年同様に、教科に関する調査、生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査となっており、教科に関する調査につきましては、昨年同様に小学校調査は国語と算数、中学校調査は国語と数学の2教科となっております。

調査実施日につきましては、平成29年4月18日（火）を予定しているところでございます。

なお、平成29年度の調査の概要等につきましては、別添の説明資料をご覧いただきたいと思います。

報告は以上でございます。

田村教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

田村教育長 質疑なしと認めます。報告第1号につきましては、報告のとおりといたします。

次に日程第7、報告第2号幕別町中学生海外研修派遣事業研修生の決定について及び日程第8、報告第3号幕別町高校生海外研修派遣事業研修生の決定については関連がありますので一括して説明を求めます。

生涯学習課長(湯佐 茂雄) それでは、報告第2号幕別町中学生海外研修派遣事業研修生の決定について並びに報告第3号幕別町高校生海外研修派遣事業研修生の決定について、関連がございますので一括してご説明させていただきます。

本海外研修派遣事業は、外国の生活・文化・教育及び自然などに対する理解を深めるとともに、語学や国際マナーなどを学び、国際的視野を広め、将来、国際社会に貢献できる人材を育てることを目的に、中学生を対象として平成4年度から実施しているところであり、研修先はカナダ、アメリカを経て、平成9年度からオーストラリアとなっております。なお、高校生は平成15年度から実施しております。

中学生につきましては、議案書の4ページ下段から5ページにかけまして要綱の抜粋を載せておりますが、参加資格は、第4条により中学2年生で、このほかここにあります4項目全てに該当するもので、参加定員は、第5条で中学2年生の総生徒数に対し、18人に1人となっており、本年度は16人となります。この16人の参加定員を第6条により計算した本年度の学校枠は、幕別中学校2人、札内中学校7人、札内東中学校5人、糠内中学校1人、忠類中学校1人となりますが、第9条第2項では、それぞれの学校枠に対して学校長からの推薦者が満たなかった場合は、その分は他の学校の学校枠を超えた推薦者の中から研修生を決定することになり、5校からの推薦者総数が16人に満たない場合は、欠員ということになります。

次に高校生につきましては、議案書の6ページ下段に要綱の抜粋を載せておりますが、参加資格は、第4条により幕別高校又は江陵高校の1年生で、このほかここにあります4項目すべてに該当するもので、参加定員は、第5条により各高校1人となっておりますが、第8条第2項では、学校長から推薦がない場合は、もう一方の高校の参加定員を超えた推薦者の中から研修生を決定することになり、推薦者総数が定員の2人に満たない場合は欠員ということになります。

本事業の要綱を基に各学校を通じて募集を行いましたところ、幕別中学校が学校枠2人に対して3人、札内中学校が学校枠7人に対して9人、札内東中学校が学校枠5人に対して10人、糠内中学校が学校枠1人に対して2人、忠類中学校が学校枠1人に対して2人で、中学校は全校において学校枠を超えた推薦があり、合わせまして参加定員16人に対して26人の推薦がありました。

高校につきましては、幕別高校は推薦がありませんでしたが、江陵高校は2人の推薦がありましたことから、先ほどご説明申し上げましたとおり、幕別高校分は江陵高校から研修生を決定することになります。

研修生の選考にあたりましては、教育委員会職員による面接を行い、協調性、積極性、英語力などについて審査を行い、議案書の4ページにあります中学生16人、6ページにあります高校生2人の計18人を研修生として決定したところであります。

次に、説明資料の本事業の日程表をご覧くださいと思います。

本年は、11日間の行程で、平成29年3月26日(日)に帯広空港を出発し、シドニー国際空港に翌27日(月)に到着し、帰国は、4月4日(火)にシドニー国際空港を出発し、翌4月5日(水)に帰町する予定となっております。

オーストラリアでは、首都でありますキャンベラ市のメルローズハイスクールにおける学校体験研修のほか、視察研修、ホームステイ研修などを予定しているところであります。

なお、本日程表につきましては、変更する場合がございますので、ご承知おきいただければと思います。

引率者につきましては、国際交流員のグリーンハウ・スティーブ氏、幕別中学校の田村浩文教諭、学校教育課学校教育係兼総務係の米澤夏美の3人を予定しているところであります。

また、本研修に際しまして、平成29年2月2日（木）から3月16日（木）までの間で合計13回の事前研修会を予定しているところであり、帰町後の4月10日（月）頃に町長への帰町報告会を予定しております。

以上、説明いたしまして、報告とさせていただきます。

田村教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

（ありません。）

田村教育長 質疑なしと認めます。報告第2号及び第3号につきましては、報告のとおりいたします。

次に日程第9、議案第1号幕別町学校管理規則の一部を改正する規則について説明を求めます。

学校教育課長（高橋 修二） 議案第1号幕別町学校管理規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、介護休暇とは別に、介護のため、1日につき2時間の範囲内で取得することができる介護時間が新設されたところであります。この改正を受け、北海道教育委員会では、「北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の一部を改正し、新たに介護時間の新設を行ったところであります。

つきましては、幕別町教育委員会におきましても、町立学校職員の給与負担者である北海道教育委員会として、この一部改正を行っていることを踏まえ、道立学校と同様の取り扱いとするため、幕別町立学校管理規則の一部を改正するものであります。

説明資料をご覧いただきたいと思います。改正の内容につきましては、第14条第2項の文中の「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」と改めるものであります。

附則といたしまして、この規則は、公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田村教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

（ありません。）

田村教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第1号につきまして原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

田村教育長 異議なしと認め、議案第1号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に日程第10、幕別町いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について説明を求めます。

学校教育課長（高橋 修二） 議案第2号幕別町いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱についてご説明申し上げます。

幕別町いじめ防止対策推進委員会委員につきましては、幕別町いじめ防止対策推進委員会条例第3条の規定に基づき、いじめの防止等に関し、専門的な知識及び経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱するもので、任期は2年間となっております。

今回、委嘱いたします4人の委員の方々ですが、1人目は、学校・社会教育に関する知識を有し、児童委員の活動に対する援助及び協力等を任務とする民生委員児童委員及び主任児童委員であります笠松信一氏、2人目は、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や経験を用いて児童生徒の相談に応じるとともに、関係機関とのネットワークを活用して、問題を抱える児童生徒への支援等を任務とするスクールソーシャルワーカーであります齊藤雅晴氏、3人目は、児童生徒の不登校や、校内・学内での問題行動などの対応に当たり、専門的な心理学知識や心理援助知識を有し、心理相談業務に従事することを任務とするスクールカウンセラーであります茂木裕子氏、4人目は、現在、社会教育委員（学識経験者）であり、且つ委員長の職にあります岩谷史人氏の4人であります。

なお、任期は平成29年2月1日から平成31年1月31日までの2年間であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田村教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

瀧本委員 4人の方は全員、再任ということでしょうか。

学校教育課長（高橋 修二） 再任となります。

田村教育長 そのほかに質疑はございませんか。

（ありません。）

田村教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第2号につきまして原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

田村教育長 異議なしと認め、議案第2号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に日程第11、議案第3号要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定については、プライバシー保護のため秘密会といたします。これにご異議ありませんか

（異議なし）

田村教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

田村教育長 秘密会を解きます。

そのほかに何かございませんか。

（ありません。）

田村教育長 ないようですので、以上をもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、第1回教育委員会会議を閉じます。